

第14回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年7月30日(月) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 7名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | (欠席) | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 1名 佐 藤 栄 一
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 齊 木 直 樹 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |
- 9 件 名
- 1) 議会改革について

○委員長（高田保則） ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。開会する前に皆さんに報告致します。佐藤副委員長が病気、入院のため、今日は欠席でございますので、ご承知をお願いいたします。

議長。

○議長（植木 茂） 皆様大変ご苦勞様でございます。毎日毎日朝から暑い暑い、挨拶がわりの言葉でございますが、もう7月も明日で終わりということで、8月入って少しは涼しくなるかなと思いますが、まだまだ暑い日が続きます。今日は、議会改革について、皆様方からご審議いただきまして、できるものからやっていくという趣旨のもと、今後ともやっていきたいと思っておりますので、今日も一つよろしく願いいたします。

1) 議会改革について

○委員長（高田保則） ありがとうございます。本日は議会改革について、ということで、委員会を進めていきたいと思っております。平成30年度に検討する項目の協議を進めます。今までの経過ですが、4月13日に30年度検討項目の決定後、5月2日の議運で一回目の検討を行いました。一般質問のあり方検討は、9月定例会前に研修の実施をする必要があり、議運で実施内容、実施日を決定する必要があったことから、協議を進めましたが、他の項目は今回実質2回目となります。可能な限り実施方針を決定していきたいと思っておりますが、ご協力をお願いいたします。まず、No1、会派代表者会議の議会運営事項等のマニュアル化について、実施方針を協議したいと思っております。事務局から説明をお願い致します。

局長。

○局長（岩澤正明） 個別の検討に入る前に、皆様にですね、お手元に一覧表です。議会改革に係る提案一覧表（会派提出分）ということで、右側ですね、平成30年6月19日全協終了時点ということで、一覧表になっております。平成29年度の検討項目、30年度の検討項目との辺までですね、進んでいるか一覧になっているので、この項目どこまで進んでいるのかなという時には、これを今見ていただければ分かるかと思っておりますので、迷った時にはそれをちょっと見ていただければと思います。

それでは、個別の方に入っていきます。本日配布しました資料1、提案項目表、各検討項目ごとの個票となりますが、No1の1をご覧ください。議連の資料1というものです。5月2日にも、この個票を配布しましたが、今回までの間に、1回目の会派代表者会議が開催されたことから、現状課題を一部修正しております。また前回とほぼ同様の説明になることから、要点のみの説明とさせていただきたいと思っております。この提案についてなんですが、(ア)提案内容ということで、公明党さんから出てきたもので、市議会会派代表者会議の運営、協議、調整を行う事項、事件等について、規定し追加するというので、会派代表者会議の運営事項のマニュアル化というものであります。(イ)の現状なんですけれども、会派代表者懇談会を平成30年の1月30日に開催しまして、大きく三つのことを決定しました。四角で囲ってありますが、①の役割ということで、全員協議会、議会運営委員会の役割はそのままとして、各会議の重要事項の会派代表者による事前協議又は事前調整する場とする。多数決で決定する場ではないということ。②協議又は調整する内容は、現時点では一律に決められないので、代表者会議を開催しながら決めていく。③運営に関する事項ということで、招集だの、開催場所というものを、細かいものを決めました。そしてですね、7月13日に、第1回目の会派代表者会議を開催したということが現状になります。裏面、裏の方に行ってください。(ウ)課題、議会運営マニュアルへ掲載することについて、議連で決定することになっております。ただ会派代表者会議の開催実績は一回であり、開催を重ねると、一番最初に決めた懇談会の決定内容について調整の必要が予想されるということで、次は、(オ)実施方針の方を見てください。会派代表者会議の開催を重ねた上でマニュアルに役割、運営に関する事項を記載するというので、マニュアルに掲載するまでは、最初に決定した事項により会派代表者会議を開催する。会派代表者会議を重ねた上で、マニュアルに載せた方がいいのではないかとすることを実施方針としたいというふうに思っております。いつ記載するかというような問題もあるかと思いますが、その辺も合わせて実施方針の方を決めていただければというふうに思っております。説明は以上となります。

○委員長（高田保則） たた今、局長から説明がありましたけれども、会派代表者会議を議会マニュアルに掲載するかしないかということが、これの本題でございます。そういうことで、どういうふうにマニュアルに載せるか。まあ一つは、議会っていう中で色々な規則等がありますけれども、会派代表者会議というのはどっちかという非公式の会議なんですよね。委員会だとか、協議会だとかというのは別の形でありますので、それを正式に議会の規則的なものとして、マニュアルに掲載するかどうか。それとも今、2回代表者会議を行いましたかね。まあその中であくまでも意見交換、意見調整というような形で、それをもとにいろんな協議事項に反映していくということで、あくまでもそういう形の代表者会議であるべきかということで、二つだと思うんですが、皆さんからご意見をお聞きしたいと思います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 代表者会議ということで、今2回開催したと思うんですが、私的には、そもそも議会運営自体が会派運営してるわけじゃないですね、まだね。当然、会派で代表質問あるわけでもないですし、あくまで一般質問も、総括も、個人の議員としての、一人一人の立場でやってるわけなんで。あまりマニュアルに今から、代表者会議の役割とか、載せるとしたら、会派代表者会議を開催することができる、ぐらいにしといて、その中身とか、

その辺は代表者会議の中で今後どうするかって、ようにって決めとかなないと。まだ、議会の運営自体がその会派でやってるわけではないので、会派でなんかしようっていうことになってきた時に、初めてその代表者会議がこういう役割があって、こういうふうにするってことになると思うんで、とりあえず今後の議会運営をその会派単位で色々やってっかっていうようなことも含めて、今の代表者会議で話しをしていけばいいと思うんで、今は、マニュアルには載せたとしても、代表者会議を議長の招集によって設けることができるぐらいにしといて、その中身っていうのは、実際にこの代表者会議とか、この議運でもそうですけど、やりながらの方がいいのかなと思って、まだ中身まではマニュアルに載せるのは時期尚早かなと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） やはり、なんのためにこの代表者会議をやるのか、という部分を明確にしないとですね、マニュアルに書けないんじゃないかなという気がしてしょうがないんですね。そこらへんのところまだ、2回ですかね、ですので、やっぱりもうちょっと回を重ねてから、その何をするのか、というのを代表の皆さんで話し合ってもらって、これは必要だとなれば、諮っていただく方がいいんじゃないかなというふうに思います。②のですね、書くとすれば大まかな内容を記載する、みたいなことが書いてある。大まかなところ、というのは、どの辺のところまで言うのかとか。あるいは公開にしてもですね、マスコミは出られるけど、じゃあ、普通の議員、我々はどうなの、とか。我々出てたんじゃ代表の方がやりにくい部分あるんじゃないかなという気もしますし。じゃあ、決まったことをどういうふうに、我々下々の者に伝えるのか。あの代表が出てるんだから、それが伝えればいいわとなるんでしょうけども。だけでもやっぱり、その中で受け止め方ってのは違うかもしれない。やっぱり統一的な形で議事録だとか、決定事項だとか、統一見解として出していただかないとですね。後日、齟齬が生まれる可能性もある。そこらのところですね、ちょっとの代表の皆様方から話し合ってもらって、それからマニュアル化するかどうか決めた方がいいんじゃないのかなという気が致します。以上です。

○委員長（高田保則） 国の場合ですとね、政党政治ですから、国会対策委員会っていうことだあって、多分、各政党の代表が党首会談、集まって議会運営をやるっていうことですけども、地方議会、市議会の場合は、今、堀川さん言ったように、会派で運営している訳じゃないし、あくまでも18人で運営するってというのが基本でありますので、しかも運営は議会運営委員会の方だけやるということで、その他に会派代表者会議がどういうことで、必要性があるかっていうことも、正直まだこれだというのは今のところないです。あくまでもこの場合は意見調整のために会派代表者会議やったほうがいいんじゃないか、というような大まかなものしかないもんですから、その中で果たしてマニュアルに載せるってことになりますと、これはもう議会運営委員の一つの、手法になるわけですので、その辺も含めて。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 議事録、これこう、あれかもしんないですけど。あの、これ代表者会議って、確か、あの1年前の議長選の、植木さんの議長の、確か、公約の一つだったと思うんですね。ですんで、議長がどういう考えてっかっていうか、これを持つことによって、私はどちらかと言うと、非公式な、その会派でちょっと話し合ってきたと、だだ17人が好きなこと言うんであれば、意見をまとまるものも、まとまらないってことで、会派でちょっと、このひとつの案件に対して、どういう考えか、みんな会派中でちょっと調整というか、意見聞いて来てくれるって言って、代表者が集まって、そこで方向性を出すようなイメージだったんですけど。だから、その辺が、植木議長の方で、どういうことが、まあ、その、この会派代表者会議をやる、こうなったら理想だなんていうような、そのビジョンというか、それにやっぱり合わないといけないと思うんで、ちょっとできれば議長から一言、お聞きしたいと思うんですが。

○委員長（高田保則） 議長。

○議長（植木 茂） 今ほど、堀川議員さんから言われましたように、まあ、私の最初の、所信のときの、会派代表者会議を作ったんですね、運営していきたいというのが、私の一つの気持ちだったんですが、それで、一回目が一月に懇談会という形で、集まっていただきました。会派ってことは、一応、皆さんがあくまでも一人会派も認める段階、うちは認めますんで、会派に会員が所属しとるということで、まあ、大事な案件につきましては、まあ最終的には議運で決めていただくんですが、その前にですね、各代表者の方から集まって頂いて、どういう考えで各会派の人達がおられるのかと、またこれについて協力していただきたい時には、会派の方でちょっと話し合いして、また会派代表者会議2回目を開いて、煮詰めておいて、議運にかけたほうが、スムーズに運営ができるんじゃないかっていうことで、会派代表者会議をやりたいうことで提案したわけです。まだ、あの今ほど話がありましたように、会派代表者会議が本当に、どういう機能しているかっていうのもまだ現在、わかりませんが、やることや回数を重ねることによってですね、よりスムーズな運営ができ、議運の皆様方にも、そこにすぐぱっと議題を出すんじゃないかと、その前にワンクッション置いた方がいいんじゃないかなということ、まあこういう会議を開いていただきたいと。また、あの、マニュアル化するかにしましては、今ほど、皆さん方から、またご審議いただいてですね、まあ、もう少し回数を重ねてですね、それからでもいいんじゃないかなと私自身は考えております。以上です。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） あのそれ聞くと、マスコミはですね、とどちらかというと、議事録に、公式なものに載らないような、ざっくりした話ができるような、その代表者会議に持ってくる前の、会派の中での会議っていうことになると、やっぱり、ざっくりしたそういう話も会派の中でした意見をまとめてこう代表者会議に持ってくるってことになると、あんまり、そのマスコミとかはどうなんかな、あくまでこの公式な議運とか、全協だとかというのはいいと思うんですけど。あんまり、あの会派の代表者会議に、今のところ、議長の話の聞くと、そう言った公式なその意見を集約する場ではないっていうことであれば、マスコミとかちょっと入れるのはどうかなと思いますし、今の話であれば、特に定期的になんかやるようなものでもないし、なんか案件があった時にみんなの意見をちょっと聞くというような、みんなどういうふうにも思ってるのかっていうのを聞くために、この案件についてどうかねって、会派でもんで来てくれって言ったのをまとめるのが代表者会議っていうようなニュアンスだったと思うんで、今後ですね、また何回か代表者会議を何か、実際にそういった代表者会議を開かなきゃいけないような案件が出た時に、実際に集まってみて、方向性をだして、代表者会議でやってみて、例えばこの議運の前に、というような形なんで、まあ、すぐやっぱり載せないでもいいのかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 議会運営は議運で決めているんですけど、実際それがあの全議員の意向と食い違いがないかどうかってのは、全協へ報告して、またそこで審議してもらおう。差し戻しもありうるみたいなのが実態だと思う。というのは、全協と議運とは繋がっていないんですよ。形の上ではね。それであの私は、この会派代表者会議が全協のメンバーは全て、代表者会議の構成員になってるわけですから、そこら辺では、例えばマニュアルに、議長が必要な時期に、必要な課題がある時には会派代表者会議を招集できる、と書いてもいいんじゃないかなと思ってんだ。会議ですから、基本的には全て公開だと思ってます。さっきの小嶋委員からあったけど。マスコミもそうだし、全協のメンバー、一般の議員の皆さんだって、傍聴できるようにしたい方がいいんじゃないかなと思います。ただ、中身みてわかるように、決定機関でもないし、そういう位置づけじゃないから、意見を交換する場として必要じゃないかと。今までは、意見交換する場って、全協しかないわけですね。それを会派としてまとめながら、積み上げ

ていくっていうのはどうだろうかと、そう思います。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も、会派代表者会議を始めて、スタートしてですね、出てきた中では、今までなかったことの意見交換ができたと思いますし、また、その中においては即決してですね、方向付けした、前向きな意見交換もあったような記憶を持っています。従いまして、せっかく私はスタートした形ですから、この会派代表者会議はですね、引き続き、その都度が議長が言われましたように、開催をして頂きながら、必要により開催をするということまでは、私はいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 今回の代表者会議、議長も、今、腹の中のお話をしましたけど。今回の議会に改革についてね、各会派から絞り込んだ提案をしていただいたっていうのが、あれが一番大きな、会派代表者会議の元になったんだと思うんですね。だから、いろんなものが18人全員が同じけども、せっかく会派を組織しているわけですから、少なくとも会派内で意見統一をしてもらってのが、議会改革なんでも多分良い方向だと思うんですね。

18人一つの問題、18人全員が意見言ってもなかなかまとまらないけども、じゃあ、こういう問題、例えば議長からこういう問題は各会派で一つ問題来てくれということになれば、その結果また会派代表者会議を開いて、意見調整していくと。それがおそらく議長の思っている騎兎は代表者会議の中身じゃないかなというふうに思うんですけども。それが、あの今言った議会運営、議会という中の正式なマニュアル載せるということは正式な、決議機関ではないけども、というようなニュアンスもありますんで、その辺の加減だと思うんですね。あまり代表者会議がクローズアップしすぎると、代表者会議ですべて取り仕切るという方向にもなりかねないわけですね。だからそういうものがあるかどうかは別として、現在のマニュアルの中で、今、渡辺さんも、阿部さんも言いましたけども、できるぐらいで留めておいた方が賢明かなという感じなんですけども、いかがでしょう。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 私の考え方ですと、やっぱりですね。議会改革の一つの方向性として、やっぱり、マニュアルには、開催することができるというようなね、ちょっとファジーな面がありますけども、そういう形の中において、やっぱり、会派としての意見をまとめて、意見調整、総合調整をすとか、という中で、ワンクッション置くような形の機能を会派代表者会を持つような形の中では、その時の案件がどうかというような中で、重要な案件とか、また協議すべき案件、毎回の年の4回の議会ごとあるかどうかは別としまして、やっぱり開催することができるというような形にすべきだというふうに私考えています。

○委員長（高田保則） まあ、この、公明党さんの提案内容については、規定をし、追加するという事なんで、会派の規定もつくらんきゃいけないだろうし、まあそういうような形になるので、私としては、今、議長が必要に応じて会派代表者会議を招集することができる、くらいで留めておいたほうが、いいような気もするんですけどね。ここに書いてある運営だとか、協議、調整を行う事項を規定するところなんで、そうすると、すごい・・・。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今のその、必要に応じて議長が代表者会議を招集することができるに留めておいて、おそらく、まあその案件にもよるでしょうけど、あの当然会派の中でこの案件もんでくれてって言って、でまあ、一応会派の中で、こんな意見にこっちの方、例えば請願とかね、そういった形になって、会派の中でこうやっても、最後はそれ賛成か反対かってのはやっぱり、会派が一応こういうふうな方向になったから、全員が自分の理念まで曲げて、自分で本当はそうじゃないのに、というような形ではないと思うんで、あくまでその会派の中でいろいろもんで、その会派としては、こういった方向になるぐらいの話だと思うんで、さっき言った、今委員長言った、その会派でまとまったからみんな全部同じってことではないと思うんで、あくまでその代表者会議は、なんとなく、会派

の意見、統一だとちょっといけないと思うんですよね。絶対その会派で決めたから、絶対それに従わなきゃいけないってもんでもないと思うんで。ただ、会派の中では、こういった意見が多かったって、というような形の意見を、代表者会議とかでこうって、いうことだと思うんで。ですんで、開設することができるって、いうところで、後、細かいやつってというのは、今後また決めていけばいいんじゃないかと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） やっぱこういう形で、会派代表者会議やるという一番の意義は、議員間の意見交換を活発にしよう、風通しを良くしようというのが一番の狙いじゃないかなというふうに思います。だとするならばですね、あまり細かい事決めないで、議長の裁量においてですね、こういう問題がある、これで皆、集まってくれって。皆さんどうですか。まとまらなければ、もう一回会派へ戻って検討してくれ。こういうキャッチボールをしながらですね、より良い議会運営にしていくというようにすべきじゃないのかなという気がいたします。まそういう面とすればですね、今ほど、委員長さんから提案のあったような形で、することができる、ぐらいの所に留めて、今のところですね、必要であれば、また細くすればいいんであって、今のところはその辺にすべきじゃないかというふうに思います。

○委員長（高田保則） この問題は、必要に応じて議長が会派代表会議を招集することができる、ということでマニュアルに載せるということによろしいでしょうかね。

〔「はい」と応えるものあり〕

○委員長（高田保則） じゃあそういうことで、会派代表者会議の扱いは、そういうことにしたいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、N06-2、議会運営事項に関する全会一致原則のマニュアル化について実施方針を協議したいと思います。事務局から説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） N06-2になります。（ア）提案内容についてですけれども、議会運営事項については全会一致を原則とするということを議会運営マニュアルに掲載するというようなこととなっております。（イ）現場なんですけれども、歴代の議運の委員長は、議運での決定について、全会一致での決定に配慮しておりましたし、議員は議会運営について全会一致を原則と考えていると思われていますが、マニュアルには明文化されていないというのが今の現状であります。（ウ）課題なんですけど、どこまでが議会運営事項であるか明確になってないということから、意見書等の取り扱いなどの決定事項のですね、意見の異なる場合というようなところで、運営事項はそういうものじゃないものということで配慮する必要がある、明記する人があるのではないかとというのが課題。議会運営事項は、多数決で決めるのではなく、粘り強く調整するためにその根拠となることが明文化される必要があるのではないかとというのが課題ということで、（オ）の実施方針については、たたき台なんですけど、マニュアルに明文化する方向で二つの場所を事務局としては考えております。①案、②案ということで、2箇所に掲載する場所があるのではないかとというふうに考えております。①案につきましては、第6章の議事、議会運命マニュアル議事というところなんですけど、議事進行での注意点として、議事進行で議員全員が配慮するというようなことをポイントとして書いた文面であります。4番目として、議会運営事項は全会一致による原則で議事進行するものとする。なお、議会運営事項とは、意見書等、提出等の議案に関する賛否の意思表示を除くものとする。ということで、議員全員が議事進行にあたって注意するポイントとして書いたものであります。②につきましては、これは議運での決定にポイントを置いたものであります。第9章、委員会〔2〕ですね、議会運営委員会の8番として、議会運営事項の議決、議会運営委員会ですから、その議決は全会一致を原則とする。なお以下は同じであります。議会運営事項の全会一致の原則について、マニュアル化、マニュアルに載せる方向で実施方針を作りましたが、掲載する場所については

二つの案があるのではないかなということで、二つ案を作らせて頂きました。説明は以上です。

○委員長（高田保則）ただ今、局長から説明がありましたが、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 歴代の委員長さんが、議運について円滑な議事を進めるために、全会一致に配慮してきたという部分についてはご努力に対して敬意を表する次第です。ただですね、全会一致についてなんです、①案、②案、全会一致による原則、全会一致を原則と書いてあるんですが、地方自治法ではですね、この表決の原則は、116条で、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の議会の議決は出席議員の過半数でこれを決し、と明らかに書いてあるんですよね。それに沿って、当市の議会規則もそれしか書いてない。全会一致による原則って一体何と聞かれた時に、非常に困るんじゃないかなと思うんですけども。これは地方自治法違反だとか、そういう事にならないんですかね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これ運営マニュアルだからさ、申し合せだよ。それで、私が最初に議員になったころは、全て議運は全会一致なんです。どんなことでも、意見書でも。それで思い出んですけど、私、あの時は社会的に道路建設が特定財源で枠が決められているもんだから、いくらでも無駄遣いするという批判があったもんだから、ガソリン税か、何かのときの、問題については私反対だったんだ。そうすると一人が反対していると、それは通らない。意見書だし。思い出んですけど、今いない、休んでおられるけど、佐藤さんが議長だったとき、大分長く議員やってるもんだから、道路部会の会長になったんですよね、会長のところで意見書も通らないというのも切ないって話で相談受けまして、意見書なんかだいたいいいんじゃないかって、そういう点では、全会一致を全部かける必要もないんじゃないかということで、私が妥協した格好になったわけなんですけど、それ以来、各議長や委員長は全会一致に努めるということががんばっておられますけど、必ずしも全会一致でなくてもよくなっちゃったんで。そういう点では、議会の運営事項だけでも、ここの議運で一致したほうがいいんじゃないかと、常々思っていたもんですから、話を出しているわけです。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今ほど話があった通りだと思うんですけども、妥協したとおっしゃられましたけども。全会一致というのは、非常に難しいですよ。少数意見をきちっと尊重しながらですね、方向を決めていくというのは、議会制民主主義の根幹に関わる部分だと、私は思っています。全会一致なんだから、反対しているのはお前だけだから、お前なんとかしろよ。それはないんじゃないかな。そういうことこそ、きちっと、説明の機会を与えるとかですね。いろんな手を尽くしてですね、最善の方向を探るということであって、マニュアル、マニュアルってのは前から散々言ってますけども、こうでなくちゃならんというやつですよ。これ以外やると、事故が起こるか、そういうのがマニュアルって言っているわけですので、どんな形であるにしろ、文章、文字化するっていうのは、外に向かって、明らかにやり方を示すわけですので、そういうことからすればですね、やっぱり、その時々状況に応じて、その時々議題に応じてですね、そういう、今、渡辺委員がおっしゃられた状況もあるかもしれませんし、そうならない場合もあるかもしれない。それは社会の情勢に応じてですね、それぞれ議員が個人の判断で、意思表示をする、それに従うということではないのかな。私は原則といい限りにおいては、そういうことじゃないかというふうに思ってます。

○委員長（高田保則） まあ、実際、いろいろ見ると、まあまあ、まあまあで良いというときと、やあこれは絶対というときと、そうではないんだがなというときと、いろいろありますけども、運営上方向性を見出すということで、基本的には全会一致というような形をとってきているわけなんですけども。まあ、この中で、私、意見書だとか

陳情書とか、そういうものについてはね、これは、当妙高市議会と別の問題なんで、それは賛成多数でも構わないと思うんですが。こと妙高市議会の中の議会運営ということになると、非常に難しい、悩ましい問題があるんで、その辺ですね。今言ったようにマニュアルに載せると、あくまでも、原則は原則で、例外もありうるということですが、まあ、99%原則ですから、これはもう完全に全会一致ということで、全会一致を取り出すについて、果たして今の、例えば、昔問題あった場合、今の議運のこういうスタイルで良いかってということまでやっていかないと、なかなか難しい問題があると思うんですよ。まあ、全会一致というとその前に、例えば会派代表者会会議だとか、いろんな問題が出てくるんで、今の議会運営委員会のスタイルが、果たして良いかどうかということも考えていかなくちやいけないということになると思うんですよ。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 議会の運営をですね、全会一致がどうかということだと思うんで。例えば、議案が上がってきて、例えば意見書だとか、それに対して、ここでマルかバツか決めるわけじゃないですし、当然本会議場で自分でマルかバツか立てるんで、別にそれはいいと思んですけど、やっぱり、私も何年間か、こうやってきて、この間、ある意味、議運でもってその意見が分かれたっての、この間、農業委員会が初めてだったんで、こんなことがあるのかなってような感じだったんですけど。やっぱり、運営に関することなんで、できればやっぱりこう、例えば議運の委員長がこうだから、やっぱりそうじゃないと思ってる人にですね、やっぱり解っていただけるまで、やっぱり説得してですね、こういう理由でこうなんだからってことで、いやそうじゃないって言っても、やっぱり運営自体なんで、マルかバツかだけじゃないんで、運営に関することなんで、やっぱり一人でも、いやその運営の仕方は違うんじゃないかって人がいれば、多数決でやるには、ちょっとというふうには思うんで。ここにも、その原則っていうふうに書いてあるんで、じゃあ例外があるのかって言われると、ちょっと難しいんですけど。やっぱり、その運営に関することなんで、全員が最初は反対してたけど、いろいろ周りの人の意見だとか、委員長の意見を聞いたら、まあそういうことでもやむを得ないのかなってところで、妥協じゃないですけど、それぐらいだったらと、やっぱり運営のことに関しては、そこまで、本人がその納得するまで、逆に言えば、あの説明をしなければ、あのちょっとした説明で、後じゃあ意見割れているようなんで、議運で多数決取りますかっていうのはやっぱり、ここで4対3になって、で、4の方の運営の仕方が通るってのは、やっぱりちょっとその議運の性質上、そうじゃないのかなっていう気はします。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、堀川さんの言われたことで、良いんだけど。ただ、まあ考えてみると、委員長が今言われたみたいに、ここの議運の構成と会派のと、まるっきり別なもんだから、別なものって言うのは、比率じゃなくって繋がってないもんだから、この間みたいに、全協に持っていくと、皆の意見を出してくれて言われると、ひっくり返る可能性もあるわけ。で、どちらが優先だか言うと、議会運営は議運の権限だとか言われると、そこら辺が違って来るもんだから、議運に会派の代表の意見がストレートに反映するような場所になっていけば、またやり方は別なことがあるんかもしないけど、ここでは、少なくとも議運のメンバーだけは一致してないと、全協にかけて説明するにしても、委員長も困ると。議運では4対3だったんだけど、全協の皆さんどうですかと言ったら、9対8だとか、なんかになっちゃったら、というものも変なもんだし、そこら辺で表現に、私はこだわる訳じゃないですから、例えば、原則ってのがこだわるんなら、重視するとか、という風にして、取り組む姿勢を示していく必要があるんじゃないかなと思っています。

○委員長（高田保則） 今、姿勢となると、その方向に努力するとか、なんとかいう風に、努力義務とか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） まさにその辺なんですよね。だから、今まで委員長さんがご努力された部分についてはそういう方向だろうというふうに思います。ただ、それはそのまま、配慮するとか、それだけ入れるのであれば、当然だと思います。で、原則とすると、もうこうれ例外、地方自治法みたいに、別に定めるならまだいいんだけど、原則とすると言うんだったら、限定列記すべきだと思います。日程とか。それでないとなんか後々禍根を残すことになるんじゃないかなっていうふうに思います。こういう議会運営に関するやつというのは、ネットで調べてみてもなかなか出てこない部分なんですよね。ましてや、議会運営マニュアルってのは、やっても妙高市ぐらいしか出てこないですよ。どこか小さい町が一つあるみたいですけども。その町もですね、表決についてまでは言っていないです。原則は原則、地方自治法なんです。それに、あのなんか枠をハメるとかなかったのはよっぽどのことだろうというふうに思いますので、そのよっぽどのことが何なのかというのを明確にすべきというふうに私は思ってます。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） よっぽどのことについて、お話したいと思います。なんでないかと言うとね、今、このマニュアル化したっていうのも、そんなに古い話じゃないんです。私、入った時ないんだ。そうすると、どうしたかって言うと、長老の議員はいや、ここの議会はそうじゃないんだと言われるとそれで終わりなんです。それでは見える化につながらないということで、事務局長や事務局の皆さんが骨折ってマニュアル化したんです。そういう点では、他が載っていないからというのは、そういうしきたりで運営しているというのが、結構あるんじゃないかなと思っています。そういう点で、これも運営事項ですから、一人でも反対いけば、私は押し通すつもりなんか毛頭ないんですけど、やはり、見えるようにできるものは、していく必要があるんじゃないかと。極端なこと言うと、そんなマニュアルなんかいい方がいんじゃないかという話も出てくる。だけど、それじゃ運営できないんだね。議会は積み重ねだからさ。そういう意味で。

○委員長（高田保則） マニュアルに原則として全会一致とするということになると、今のお話で、相当努力しなくちゃいけないわけですよ。ここ8人いますけど。その辺、私になってから、私はまあその可否ということあまりやりたくないんで、全会一致という原則の方がいいなということで、私の判断でやってきてましたけども、その辺ですよ、だから、皆さんの中でそういう話し合いが統一する方向に、努力できるかという、一つの構えだと思っただけですよ。案件によっても違うんですけどね。まあどうしてもマニュアルに載せるってば、努力義務化か、そんな方法しかないような気もするんですけどね。原則が一致ということになると、ちょっときつい。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確かに、原則って言うとな、もうそれ以外は認めないみたいな形になるので。渡辺委員も、どうしても原則ということにこだわらないのであれば、もう一つゆるいところにおいて、それでできの例えばここで一回議運やってですね、こないだの農業委員会みたいなことが起こったらですね、その場で決めないで、今度、議長当然、議運の場に出てるわけですから、議長は、この件に関して代表者会議をね、ちょっと揉んできてくれと。代表者会議である程度ご意見が集約されれば、当然全員の議員の方が、一人会派も含めていらっしゃるわけなんで、そこで代表者会議である程度方向行つたやつを、またここに持ってきてもらえれば、全員の意見がほぼ集約されるっていう努力までをやっぱりするというところで、この全会一致を目的とするじゃないけど、何とかするとの原則の一つちょっとゆるいところ書いておいて、実際にはそういった代表者会議をやったりとかですね、そういった努力をして全会一致まで持っていくというやっぱり努力はするというような方向性でどうですかね。

○委員長（高田保則） 私言った、委員会スタイルも変えていかなくちゃいけないという、一つはね。そこですよ。それは、別に議運がこうだって言う原則はない訳ですから、議会運営がスムーズに行けば、議会運営委員会の成果になるわけですから、その方法としては、いろんな方法をとっていくということは別にやぶさかではないんじゃない

いかなというふうに思うわけです。

(「ついでにもう一つよろしいでしょうか」という者あり)

○委員長(高田保則) 渡辺委員。

○渡辺委員(渡辺幹衛) その当時の話だと、議運で決まった、そうしたら、議運では全会一致で決まっていたんですけど。もっていったら、全協で異論が出たんです。そしたら議運の委員長が、誰とは言いませんけど、議運で決めたのに何文句ある、って言って、大きい声を出した、そんな思いあるんですね。そういう点では議運も議会運営に対する権限は持ってますけど、それはさっきも言ったみたいに、全員協議会や会派代表との、直接パイプがつながっている関係じゃないもんだから、議運で通り **さえすれば**、これは承認するに当たり前だという姿勢にはならないんだと思うんですね。そういう点では、議運の委員長もまた逆に言うと、苦勞されていると思うんですけど、そういう議運の構成メンバーの構成のあり方なども含めて考える必要があるというふうに思っています。そういう点ではここんところ堀川さんからも話が出たけど、私は少なくとも、議会の運営事項については全会一致になるように努めるとか、何とかしなければ、じゃあ多数決でもいいじゃないかという、地方自治法にそう書いてあるじゃないか、となっちゃうんじゃないかと、そう思って提案してあります。

○委員長(高田委員) じゃあ、どうですか、一応、何らかの形で載せるということですが、文言ですよ、問題はね。その辺。

小嶋委員。

○小嶋委員(小嶋正彰) 議会運営事項って、何なんですか。どこかに書いてあるんですか。どこの規則の、どこに書いてあるか、教えてください。議会運営事項はこれだって。もやもやしてて。

○委員長(高田委員) これは、他で言う事件だね。

局長。

○局長(岩澤正明) 議案以外のものが全て運営事項ということになるかと思うんですね。議会をどのように進行していくか、採決の仕方、即決の仕方、即決するかしらないかとか、いうもので、議案、意見書の採択以外は全て議会運営事項に当たるんじゃないかなというふうに思っているところです。

○委員長(高田委員) 小嶋委員。

○小嶋委員(小嶋正彰) ということは、ほとんど全てってことですか。

○委員長(高田委員) 局長。

○局長(岩澤正明) 全てと言いつてもあるかと思うんですけども、やっぱりあの議会の仕事としては議決することが仕事だと思うんですね。だからそこまでの何というか、段取りというか、それについては皆が納得した上で、やり方は決めた方がいいんじゃないかというようなところになるかと思うんですけども。それが議会運営事項であるかと思えます。

○委員長(高田委員) 小嶋委員。

○小嶋委員(小嶋正彰) 逆に、あの、議運で審議する議会運営事項でないものって何ですか。

○委員長(高田委員) 局長。

○局長(岩澤正明) ほとんどないというふうに思います。

○委員長(高田委員) 局長。

○局長(岩澤正明) まあ、議会の運営自体は議長がするんですけど、議長から議会運営委員会にお願いというか、依頼をして議会運営の進行について諮ってもらおうというものなんですけども。ありきたりの内容ってことでもないですけど、ある程度決まっている内容は、わざわざ諮る必要はないかと思えますんで、議会、定例会の度にですね、

どのように議案を審議するかとかありますし、特別に、決めてもらうような議会進行上決めてもらうということが、議会運営委員会の役目になるかと思えます。

○委員長（高田委員） まあ、だから、ここにかかる案件は全部ということですよ。

○小嶋委員（小嶋正彰） そうすると、①の4は、議会運営事項は、っていうものを言い換えれば、ここで審議するほとんどは全会一致による原則によると読めるわけですかね。

（オ）、①案、4、議会運営事項は全会一致による原則で、と書いてありますが、この議会運営事項というところは、議運で運営するほとんど全てが、ということであれば、この議会で運営するほとんど全てのことは全会一致による原則で議事進行するというように読めるのかなと思うんですけど、そういうことなんですか。じゃあ、議論する余地ないですよ。

○委員長（高田委員） いやいや、そうではないわけですから。だから、賛成多数で決めることがいいのか。それともお互いに、相対する人たちが、歩み寄って一つの方向性を出すのがいいのかっていう、そこですよ。

○小嶋委員（小嶋正彰） 歩みよって、皆がそうだよねと、言うようなところに今までも努力してきた。委員長さんはね。それは最大限尊重しますし、そうでなくちゃいけないと思います。そこら辺のところをそうじゃなくて、全会一致なんだと。配慮も何もない、一致でなきゃだめなんだと、いうところに決めようとしているから、私は言うんであって、その努力をするというところであれば、それは別にそれでいいんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（高田委員） 小嶋委員、原則にすることじゃなくて、今言ったように、原則を一致とすると、全てがそういうふうな形になるから、そうではまずいので、その手前の表現でどうですか、って、今、提案しているわけです。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。わかりました。

○委員長（高田委員） 努めるとか、努力するとか。

○小嶋委員（小嶋正彰） わかりました。原則ということは、しないとゆうんですか。それはいいんですか。それはいいんですね。違う言葉にするってことですね。はい。わかりました。

○委員長（高田委員） ただ、もうちょっとやわらかい言葉で。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） やわらかい言葉っていうのは、例えば、努力するとか、努めるものとするとか、そういう表現ですか。

○委員長（高田委員） と言うのでどうですか、という提案しているわけです。まだ、その他にもうちょっとよい方向があれば。ただ、今回の議運の中の、皆さんの意見統一とすれば、逃げじゃないんですけども、そこまでやらなくても、8人努力しようじゃないかということであれば、じゃあ今すぐマニュアル化ってことも、考えないでよいような気もしますけども。ただ、マニュアルに載せるということは、会議は別にいいんですけども、結構ずっと、マニュアル化が続き、基本的なものになりますから、その辺を考慮した中で、私は今現在の議運の中は、私は委員長として賛成、反対は取らないっていうことで、私は考えてますけども、ただマニュアルに載せた場合、原則ですから、じゃあ例外はどうやって、そうすると賛成もあるってこと。

○堀川委員（堀川義徳） 全会一致云々、これマニュアルにないわけですよ。全然ね。だから、結局そこで今回、例えば全会一致に努めるみたいな形で書いた場合に、例えば議運の委員長が来年の改選で帰りましたと。で新しい委員になって、例えばこのマニュアルがない場合、この議運でとにかく、この間みたいな、農業委員会のああいうの出たときに、話全然ね、あの最初から、会派代表者会議にも、全協にもかけないで、例えば、賛成の人、反対の人と、決、採っちゃって、ここでぱっと分けて、特にやり方なんて決めてないだろうということになると、まず

いで、例えば、このマニュアルに、全会一致になるように努めるみたいな形に書いてあれば、議運の委員長、全然この全会一致に努めていないじゃないですか。例えば、会派代表者会議なり、全協なりかけて、皆さんの意見を集約するような努力、全然努めてないですね、ということで、全員の意見がまた、この議運に帰ってくるような形になるって事で。ですんで、結局今その全会一致にしようとする努力はずっと過去の委員長もやってきたし、おそらく今までのことわかった人だったらできると思うんですけど、知らない人がなった場合に、こういったものが、書きもんがあると、そういった過去の、そういった努力を文章として継承していくって意味で残すって意味ですね。ですんで、努めるとかね、今までやってきたことと同じような事を我々は今後してもらえばいいような形です。

○委員長（高田委員） スムーズな運営に努めるとか、努力するとか。今、言葉うまくない。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私は、全会一致に努めるで、結構だと思います。次進めてください。

○委員長（高田委員） じゃあ、文言は、ちょっと委員長にお任せしていただけますか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（高田委員） 事務局と相談して、極力、今の意見の方向で載せていきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

〔意見を言うものなし〕

○委員長（高田委員） はい。じゃあ、そういうことで、議運の全会一致原則はそういう方向でまとめたと思います。

○委員長（高田委員） 次に、N o 9、一般質問のあり方について、実施方針を協議したいと思います。事務局から説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 資料N o 3になります。一般質問のあり方については、実施方針についてはもうすでにある程度決まっております、6月19日の全員協議会に報告しております。一般質問のあり方について共通理解することが必要であり、全員で研修を受ける、ということで、天津市議会の議員研修会の動画を聴講するというで報告しました。また、その同じ全協の時に、一般質問実施後は議員間で評価を行うことが必要であるというような実施方針について説明させていただいたところです。すいませんが資料3の裏を見て下さい。その時にですね、(カ) 全協での意見。一般質問実施後の議員間で行う評価については、ちょっと問題が多いんじゃないかというような話があったところです。それで、(キ) の全協での意見を踏まえた実施方針ということを協議する前に、8月1日の議員研修会の説明を簡単にさせていただきたいと思います。すいません、議運の資料4をご覧ください。議員研修会の次第と書いてあります。1枚目は次第。2ページ目から6ページ目までは、そのビデオを聴講するにあたって、パワーポイントで説明してあったんですが、それをちょっと打ち直したものであります。一時間半ほどビデオを聴講していただいた後、7ページですね、研修会の振り返りシートというものをグループワークしていただきたいというふうに考えております。一時間半聴講後、大体皆さんですね、意見交換時間15分ぐらい取れるかと思っております。ワーク1として、ビデオ講習で気づいたことは何ですかということで、自分の考えを書いていただきます。ワーク2として、次回の9月定例会の一般質問で活かしてみたいことは何ですか、ということをお自分なりに考えて、それについて、グループで、4人一班ですね、意見交換をしていただくというような機会を設ければいいかなというふうに思って、振り返りシートを作ったところです。ワーク3につきましては、一番下ですね、一般質問、自分がですね実施した後にあの評価を書く、自分なりの反省を書く欄とか、他の人で一般質問で良かった点はそのようなものかというなことをビデオ研修を受けた後の、何というか、まあ研修したのを頭の中で整理するのに役立つ

つような、というようなことで意見交換させていただければというふうに思っております。それが研修の内容なんです、それを受けまして、(キ)、またさっきの資料3に戻ってもらいますが、研修会終了後、次に何を行っていくか、一般質問実施後の議員間で行う評価については、その内容をもとに手法を検討するというので、次回の、その次の議会運営委員会ですね、どのようなことをやって行けばいいのかということに協議すればいいんじゃないかという、そのような方針が考えられるということで説明にさせていただきたいと思います。

○委員長（高田委員） 一般質問のあり方については、8月1日、土山さんのビデオを見ながら、1時間半に渡ってやるということですが、その後どうするかは、まだここでは話し合いはしてないんですけども、今日そこまでやりますか。終わってから、次の議運でどうするか、皆さんで一つの案として考えてきていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 基本習うということで、1日にやるわけなんです、私、あんまりその、議員の一般質問を議員が評価するっての、あんまり勧めないんです。なんでかって言うと、別に議員に、よい質問だったね、って言われるために、一般質問しているわけじゃないし。やっぱり市民の人が聞いてて、例えば議員同士ですごいですね、専門用語使って、プロみたいな話をして、行政職員も困るようなその難しい言葉を使って質問して、自分でどうだ見たいな、っていうふうな質問は市民の人は多分求めてないんで。あんまり、議員が議員の一般質問を評価する、このまあ、研修の後ですね、その評価するようなプロセスってかあるみたいですけど、あんまり私はそれはどうなのかなって。やっぱりやってみて、今度市民との意見交換会の中で、なんか一般質問変わりましたかね、みたいなことで、大分最近聞いてても、何かわかりやすくなったし、議員同士ダブったことも聞かなくなったし、みたいなことで、そのように評価される方がこの研修会の意味はあると思うんで。今、この後どうするかは、まだ決まってるみたいですが、あんまりその議員同士集まって、その過去の自分のやったやつですとか、自分のやつを評価するってのは、あくまでどういった質問をして、よかったのかは、市民目線に立って、市民が評価すべきだと思うんで、それはちょっと一言だけ。

○委員長（高田委員） この問題については、議員同士、例えば、悪い言葉で言えば、どんぐりがいくら集まったって、どんぐりの訳さ。やっぱり、だから第三者から評価を受けるっていうのが、私はいんじゃないかなと、いうふうに思っていますけど。そこは、また別として、この8月1日の研修が終わってからまた皆さんで協議していく。これはまた、議会力を上げるということの一つの、議員力もそうですけども、手段ですので、それはまた真剣に討議をしていきたいというふうに思います。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今、堀川委員も言ったんですけどもね。私、あの、市民の代表としてね、付託を得て、やっぱり議員が選ばれてね。その人それぞれの人のスタイルがあると思うんですよ。それともう一つは、その議員力を高めるってことで、今回、これは参考になるかもしれないけれども、これは議員力を高めるためには、以前にまず、行政の答弁が立ってスタイルがあると思うんですよ。明らかに違うのは、上越の市長と例えば、妙高の市長のスタイルが全く違うじゃないですか。だから、やっぱりそれによって答弁の仕方も変わってくるし、我々の質問の仕方もやっぱり当然変わってくると思うんです。一定に、こういうマニュアル通り、それこそマニュアル通りの質問力っていうのはできないと思うんですよ。非常に、その全国的に調べても、やっぱりその人首長、首長によって全然違ってくると思う。だから、その辺も含めた一つの例として、私は、これは参考として聞くだけにすべきだと思うし、これを一つの例として皆でそれを少し勉強していくのは、これは議員力はやっぱり自分の議会、自分が議員が自分で努力してやるべきであって、それが四年後の審判に繋がるんだと思うんで、ぜひその辺は各スタイルで

やられたらどうかな、と私は思いますけれどもどんなものでしょうか。

○委員長（高田委員）　そういう考えもありますね。確かに。私ら妙高葵クラブで出したのは、質問と質疑とは違うんですよ、っていうところを区別すべきだと。今の、私の見方だと、質疑だか質問だか分からんっていうのが一般質問であり、総括質疑であったりするわけなんで。その辺をはっきりしたものでやらないと、味噌もくそも一緒になると。そういうことで、決して議会力も上がらんし、議員力も上がらんということが、葵クラブの提案の仕方なんで。だから、私がああ質疑とかスタイルとかっていうんじゃないで、一般質問がどういうものであるべきか、っていう基本的なものを勉強した方がいいんじゃないかってということで、私ら提案したわけです。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照）　あの、それは本当に大事なことだと思うし、以前からそれは言われていると思います。要望の場じゃないとかね。そういうこともいろいろあると思います。しかしながら、こういうものに関しては、やっぱり最終的には参考資料としての聞く分には、すごくそれは一つのプラスになる材料だと思うし、その後の、じゃあみんなで意見を取り合って、議員同士で、要するにやるよ、そこまでする必要はあるのかどうかっていうことと、やっぱり、これを見ると、まあ一例だと思うんですけど、一般質問での勝利とはどういうことなのか、別にわざわざ議会に勝利しようなんて考えて質問するわけじゃないし、我々議員は市民の負託を得て、それではっきり言って、政策論争をする場だと思うんですけど、だからそういう面においても、ここで勝利とっていう時点がはもう、それはちょっといかなものかなと思うんです。だから、その辺は聞くだけ。聞く人は聞かれるかと思いますが、そういう形で納めといていただければと思います。ちなみに私はちょっと欠席させていただきますけど、よろしくお願いたします。

○委員長（高田委員）　岩崎議員。

○岩崎委員（岩崎芳昭）　それと、ここに手法を検討するという表現あるんですけども、今、非常にインターネット中継を見ている人が沢山、議会傍聴にこないで、家で見ている人が増えてきていると思う。その中では、これからやっぱり、一括方式の質問よりも、一問一答っていうんですかね、やっぱり、見ている人がわかりやすい、そういう形も検討の中に入れて、検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

○委員長（高田委員）　まあ、そういうようないろんな要素がありますが、とにかく8月1日、研修をやって、その後、皆さんの今後どうするかということで方針を決めていけばいいかなと思います。そういうことでよろしいでしょうかね。

○委員長（高田委員）　次に進みます。N011の議員の兼職兼業の基準の確認等について、協議したいと思います。事務局から説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明）　次、N011になります。議員の兼職基準の関係と兼業の基準の関係になります。今日は、これ全て決定していただくというわけではなくてですね。実施方針というか、説明する内容決定していただくのではなくてですね、今後議論するポイントについて説明させて頂いて、ということを考えております。

その前にちょっと振り返ってみたいと思います。提案内容につきましては、(ア)議員の社会团体等における兼職基準ということで、マニュアルに基準があるが、曖昧な部分があるので、平成28年3月に議会事務局で出した規定と精査して、わかりやすい規定にすべきということ。それと年1回兼業等の状況を報告する必要があるんじゃないかというような提案内容でありました。(イ)の現状なんですけど、政治倫理条例は平成20年7月1日に施行されています。先ほど出ました現況報告といったものにつきましては、平成20年の5月に政治倫理条例を作るにあたりまして、基礎資料とするということで、在職団体等の在職状況について調査したということが現状として、一回だけ

あります。その他、兼業との基準につきましては、平成20年の12月にマニュアル掲載したものがありません。それと議会事務局で平成28年3月22日に作成した、具体的な事例というもので、市議会議員の身分に関する兼職禁止規定について、ということで配布したものがありません。調査については、一回だけ調査しましたし、政治倫理に関する基準等につきましては、条例、議会運営マニュアル、それと議会事務局の通知という三つがあるということになっております。(ウ)の課題になります。兼業禁止基準等に本人が知らない間に抵触している場合も否定できないということから、議員の立場を守るためにも、年1回現況を確認、現況報告をする必要があるのではないかと課題。それと政治倫理条例、それと議会マニュアルに載せてある、兼職兼業禁止基準が10年も経過しているということで、ちょっと整合性が、古いのではないかと確認する必要があるのではないかとということと、平成28年の議会事務局で出した、兼業禁止規定の通知について、整合性を確認する必要があるというのが課題となっております。その中で、条例を作ってから10年経ったということで、三つありました基準の内容の整合性確認を行う必要があるということ、それと議員の立場を守る観点から在職状況の確認を、年1回するということなどところまでは、皆さんとの意見は一応できてきているというふうに考えております。その中で、資料としまして、県内の条例条文を配布したりですね、条例の比較表を配布したところでもあります。

本日なんですが、資料6をご覧くださいと思います。議員の兼業兼職について、法、法とは地方自治法なんですけども、法(総務省通知を含む)、法それと、政治倫理条例、議会運営マニュアル、議会事務局通知の整合性を一覧表にした表となっております。これちょっと説明していきたいと思います。ちょっと長くなるかもしれないので、ポイントをつけて説明していきたいと思います。

大きな項目としては三つあります。請負契約請負の規制、それと指定管理者の規制、補助金の規制というものが大きな条例見直しのポイントとなるというふうに思っております。①請負の規制について、説明いたします。議員本人が、市との請負をすることは、自治法で禁止されております。議会運営マニュアル、議会事務局の通知でもそれぞれ禁止されているところを規定されております。まあ議員本人は自治体と契約することはできないということになっております。その下の欄ですね、議員が役員になっている法人の場合、自治法においては市に対する請負額が50%以上を占める場合に禁止されております。収入に対してまして、市との請負が50%あるような場合は、議員はその身分を失うということになっているのであります。妙高市の政治倫理条例ではどうなってるかっていうとですね、議員が役員となっている法人は、辞退するように努めなさいということになっております。ただ、議会運営マニュアル、その右側ですね、議会運営マニュアルをみますとですね、市との請負額が50%以上占める場合には、禁止。これはもちろん、法でも禁止されているので、そのようになっています。その下なんですが、事業収入に対する比率を問わず、請負する場合には事務局と協議すること、場合によっては全協で承諾を得ること、ということで政治倫理条例の中で努力規定、なるべく、受けないように辞退しなさいと言っておきながら、マニュアルでは、議会事務局に届けたり、全協で話し、承諾を得ればよいと言っているところでは、この辺はちょっと整合性かけるのかなというふうに思っております。それが一番右側の備考に書いてありますが、法では市に対する請負額が50%以上を占める場合には禁止。条例では辞退することを努力規定。マニュアルでは、全協で承諾を得ることを条件としている。この辺の整合性がいいのか、どうかということ、後に協議していただければというふうに思っております。次、議員の配偶者、親族、それと議員の配偶者、親族の法人等の場合についてなんですが、地方自治法では特段禁止されておられません。妙高市の政治倫理条例につきましては、議員の奥さんの請負も禁止されておりますし、奥さんが法人の代表になっているような場合でも、努力規定ということになっております。議会運営マニュアルについては、そのことについて特段触れられておられません。で、その右側、議会事務局通知では、一律禁止ということで、法人について請負額が50%以上を占める場合は大丈夫だよというか、議員本人の法人よりも、厳

しい規定となっていて、これは記載漏れの可能性があるなどというようなことであります。それで、備考の欄、見て頂きたいんですが、議員本人や議員が役員等の法人と同じレベルの規制が必要と思われるので、その旨の議会運営マニュアルであったり、議会通知を作成する必要があるというふうに思っております。

説明どんどん続けさせていただきます。指定管理者の規制についてであります。現在、議員や議員の配偶者、親族が法人は、役員となっている法人についてなんですが、その場合の指定管理者の規制について説明いたします。自治法では特段禁止されておりません。というのは、議会の議決を得た上で地方公共団体に代わって、公の施設を管理するものであるということから、特段の事情がある場合を除き、営利的な取引関係に立つものじゃないということで、請負契約とは違うということで自治法では禁止されておりません。で、妙高市の政治倫理条例でも規定されておりません。でありながら議会運営マニュアルについては、議員が役員である法人については指定を受けないこと、ということで禁止されておりまして、受ける場合は役職から外れるということ、役員に就任して指定管理者を受けるとは事務局と協議すること、場合により全協で承諾を得ること、ということなんですが、基本的には議員が役員である法人は、指定管理の団体となつてはいけなく、ということになっております。議会事務局通知でも、同じように禁止されておりまして、禁止されるような記載があります。備考の欄を見て頂きます。法では規制対象となっていない。条例でも対象としていない。マニュアルで禁止している。それは、指定後に委託契約の行為があるからかなと思うんですけども。いずれにせよ、不統一であり、禁止するなら条例化を検討したらいいのではないかと、いうふうに思います。ただ、まあ指定管理の受け手の問題がないというのも、ちょっと考慮すべきじゃないかなというふうに思っております。

次、3、補助金の規制についてです。議員、議員の配偶者、親族の法人が補助金を受ける場合の規制についてです。地方自治法では規定はありません。贈与に類するものということであり、営利的な取引でないということで、規定はありません。規制はありません。政治倫理条例においても規制はありません。議会運営マニュアルについても何もない、というところで、補助金の規制については全くないということであります。ただ、備考のところでも書かせていただいたんですが、議員が役員となっている法人等で補助金を受ける場合は、議員の利益誘導防止が必要ではないかということで、届出制はどうかと。届出制を作ったらどうか、というようなことをちょっと検討してみたいということであります。ざっと3つのポイントを説明させて頂きました。

最後、一番下なんですが、参考で、区長町内会長の規制についてご覧ください。地方自治法、政治倫理条例には規定はありませんが、議会運営マニュアルでは、町内会長などを引き受けないようにするのが例である。やむを得ない場合は、全員協議会において承諾を得るものとするということであります。指定管理者の指定、補助金の交付もあり、届出制にしたらどうかと。政治倫理条例中で、届出制にしたらどうかというようにところを考えてあるところなんです。これが大きな整合性の確認表になります。

それで説明ついでに、もう一つ見てください。資料ナンバー7をご覧ください。これは、妙高市議会議員の政治倫理条例の規定に関する検証シートということで、10年経ったんで見直しをしたらどうかというようにところで、見直しするならこんな観点があるんじゃないかということで、書かせていただいたものであります。一番左は条番号、見出し。次は規定ということで、条文が書いてあります。その右が課題等ということで、県内の市の特別な規定、議会運営マニュアルとの整合性を書いてありますし、一番右側が見直し案ということになります。ページ開きまして、3条のところの2ページ目をご覧ください。これ政治倫理基準です。議員の方が守らなければいけない政治倫理について、書いてあるものです。(5)のところをちょっとご覧ください。これ、今です説明しなかった内容なんですが。説明させてください。議員の便宜供与のものです。政治倫理の基準の中で、議員は特定の団体のために物品の購入等推薦、紹介等便宜を図ることはいけないということになっております。柏崎の条例では、特定の団

体が指定管理者になる場合の便宜供与を禁止しているの、それを超えたらどうかというところでもあります。これは先ほどの説明に入っていないところで恐縮ですが、まあ、そのようなところです。

次、皆さんに見て頂きたいのは、請負契約に関する遵守ということで、第4条のところになります。柏崎市の条例では、請負契約等の自粛の要請の所に、指定管理者の指定を加えております。で、当市の議会運営マニュアルでも、指定管理者の指定を受けないこととなっております。その下バツになってるんですが、バツってのは、条例改正をしない意見ということで、×というふうにちょっとさせていただいたんですが、総務省の通知では、指定管理者の指定については、請負と違うので、何も規定ありませんよということでもあります。当市では、議会運営マニュアルで指定管理者の指定を受けないということになっておりますので、一番右側の方、その右側を見てください。指定管理者の指定は、請負でないの、ただ、その後の委託契約を結ぶところから、マニュアルに条文化したらどうか、というたき台であります。第2項に次のように加えたらどうか、というたき台です。2、前項第二号の法人又は議員が役員についている団体は、同法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がないとやむを得ない事由があるときはこの限りでないということ。議会運営マニュアルに指定管理者の方を禁止しているの、合わせて入れた方がいいのではないかとというたき台であります。

すいませんが、最後のページをご覧ください。最後その他というふうになっております。これは、補助金を受ける団体の役員になった場合の届出についての提案となります。柏崎市の条例では、市が許認可等必要な事業を営む法人や市から補助金等の交付を受ける法人と代表者の就任届を必要としております。当市の議会運営マニュアルでは、補助金についてはノータッチで、特段問題ないということになっておりますが、補助金を受けるにあたり、市の、何て言うか、働きかけとかある場合もある、ある場合ということで、そういう恐れもあるということで、柏崎市では入れているのではないかなというふうに思っております。ということで、柏崎市の規定を入れる場合、同様の規定を入れる場合は第5条に入れることができるな、ということで市が許認可等が必要な事業を営む法人、補助金をもらうような団体の役員になった場合は、このような規定が必要じゃないか、というようなことでポイントとなります。

以上、今日は題出し、ということになるかと思うんですけども、説明をさせて頂きました。

○委員長（高田保則） ただ今、兼職、兼業の基準について、とういうことで、局長から説明がありましたが、この問題については、今日云々ということじゃなくて、今後検討してくと、改正していくというようなことで行きたいと思いますが、とりあえず今説明の中で、何かご意見ございますでしょうか。

阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 今説明あった中ですね、今日、これを議論するということじゃないっていうことでしたので、まあ今後の中で、最近変わってきてる事が一つあるのは、参考のところ、区長町内会長の規制で、これは特になんかというふうに書いてありますけれど、最近、あの集落が小さくなってですね、二人でも三人でも、区長は区長なんですよね。ところが、それを一つ大きくまとめて区長協議会だとか、地区協議会長とかいう名前にですね、どんどん変更して、変わってきています。そういう場が、逆に区長という名前がなくなって、区長協議会会長という名前が、今後、そういうのに値するのかどうか、というのもですね、今後は少し議論の対象になってくるのかな、というふうに思いますので、ちょっとあの意見を述べさせていただきました。

○委員長（高田保則） 今の、人口減少っていうよりも、コミュニティが小さくなる、それを集約するために、いろいろな呼び方が出てくるという感じもあります。それを含めて、今後検討していきたいと思えます。

○委員長（高田保則） 議会改革については、また来月入りましたら、議運の中で、いろいろ協議を進めてまいりたいと思えます。議会改革については、以上で、お願いしたいと思えます。

(「委員長」と呼ぶものあり)

○委員長(高田保則) 小嶋委員。

○小嶋委員(小嶋正彰) 議会改革について、ということで、ちょっと一点、お聞きしたいというか、あれ何ですが。今、平成30年度の検討項目やりましたけれども、29年度の項目についてですね、あのほとんどが結論出ているわけですが、積み残しと言いますか、今日は配っていただいた議会改革に関する一覧を見ますとですね、13番のICT環境の整備ですね。これについて、いろいろ他の議会の動きを見ますと、急速にですね、モバイルパソコンの導入だとか、ワイファイどうのこうのとか、急速に進んでいるような気が致します。こちら辺のところですね、課題の中でも予算化が必要であるとか、そういうものがあるとするならば、9月ぐらいまでにはですね、方向を出さないと、予算要求もできないんじゃないかなって、いうふうに思います。是非こういった時代の流れの中でですね。前の議運のメンバーの皆さんも視察に行ってきたりした経緯もあろうかと思えます。そういったのも踏まえてですね、早期に結論を出して、前向きな形でですね、あの、できるようにしていただきたいという要望はございますか、お願いですがよろしく願いいたします。

○委員長(高田保則) このワイファイの問題については、妙高クラブさんから提案ありましたんで、その辺のある程度の、提案を待ってるんですけども、なかなか出てこない。

○堀川委員(堀川義徳) あの今、村越さんを中心にやってるんですけど、この間の、皆さんの話を聞いてると、なかなか全員、せいの・ドンというふうには、スキルの的にもちょっと、ということだったんで、今考えているのは、とにかく使える環境にはしておこうと。使える人はどんどん使ってくださいというような形にするのに、とりあえず、この間の市長の答弁だと、なかなかその5階だけワイファイっていうのも、なんかちょっと、予算化もどうなのかなという雰囲気もあったんですが、こちらの要望としては、とにかく、5階だけ、ここだけでも、ネットワーク使えるようにして、後は、個人でも端末持ってきてよいような、流れにして、使っていくと。一斉に全員がある程度、上越もそのシステムを入れているようなんですけど、使っている人とそうじゃない人があまりにも差があるので、それを妙高市にいったんに入れても、おそらく無駄になっちゃうのかなというところもあるんで、とりあえず使いたい人が使えるような環境を先、整えようというような流れで検討していますので、もう少しお持ちください。

○委員長(高田保則) 小嶋委員。

○小嶋委員(小嶋正彰) ぜひお願いしたいと思います。スキルの話をしますとですね、なかなか難しい部分あるんですけども。まあ、この間も小学校でもね、3人1台ですか、配ってですね、使えるようにしようというふうな取り組みをしているようですので、ぜひ議会の方もですね、使えるような環境整備でもいい、とにかく前へ一本ですね、出すような方向でよろしく願いしたいと思います。1月に、村越委員から非常に進んだ提案も頂いておりますので、是非そこら辺も活かしていただいて、少しでも実現できるようにお願いしたいと思います。

○委員長(高田保則) 阿部委員。

○阿部委員(阿部幸夫) 当初、この議運でも見える化をやっというここと進めてきているわけですし、私も感じるの、非常に世の中の変化が激しい訳でして、できればですね、提案されたところも一生懸命やっておられると思いますけど、やはりどんなような計画で、何が問題で、どのような形で収めていこうとしているのか、そういうところが非常に今、わかりにくくなっているんで、着地点は同じだと思うんですね。過程がどうも同じくなくなっていないところが、私も感じますので、できればそこら辺をしっかりと合わせて、タイムポイントを取っていただければ、努力はされているんだろうと思います。それはそれなりに評価したいと思います。それをしっかりとやっていただきたいと思います。

○委員長(高田保則) じゃあ、堀川議員、会派の中、その辺ね、必要性、それから手法、ある程度まとめた上で、一

つお願いします。

○委員長（高田保則） 議会改革については、以上といたしたいと思います。

2) 決算審査の常任委員会における審議方法について

○委員長（高田保則） 次に、2) 決算審査の常任委員会における審議方法について、協議したいと思います。事務局説明願います。

○局長（岩澤正明） この件につきましては、前回の議運の中で話が出たものであります。7月13日の会派代表者会議でも、この件について意見を聞きましたが、概ねそのように、と言ったような話もあったんですが、議運での協議題ということになりますので、議運で協議してくださいというような話になったかと思います。この内容につきましては、今後、議運にかけ、全協で説明後、9月議会から試行してはどうかということに、話はなっていたところがあります。進め方につきましては、従前の議員ごとの質疑は行わず、決算、一応、決算の掲載順に質疑を行う。委員会ごとにやり方を決めたらどうか、ということで提案をさせていただきたいと思います。9月定例会で試行するにあたってのパターンってのは、事務局では3つあるのではないかなと思っております。

パターン1につきましては、予算書の事業全て、順番にやっていくという方法。パターン2としましては、予算書の目ごとに質疑を行う。目の事業の中でですね、質疑が出た順に行っていくと。目が終わったら次の目に行くというようなやり方があるのではないかと。パターン3としましては、決算書の附属書類、主要な施策の成果順にあたっていきまして、ある程度の款、項、目。項くらいですか。で、おさらいをすると。順番にやってくんですけども、項ぐらいの仕切りでですね、主要事業にないものを、掲載しないものをおさらいしてくようなパターンがあるんじゃないかなというふうに思いますが、委員長を中心に委員会でこのパターンを決めて実施してはどうかというふうに思っております。説明は以上です。

○委員長（高田保則） 今の決算審査の方法について、一応、常任委員会の中で方法を基本的には決めていくということですけども、前回所管事務調査は、委員会全員で行うということになりましたが、決算審査もそのように全員でやったらどうかということでございます。この間の会派の中では、その方がいいだろうという方向をつけてございますので、議運としても所管事務調査と同じ方法で、決算審査を行った方が効率的ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。やり方としては、今、局長がお話しました3パターンぐらいがあると思いますし、いや別にこれにこだわることはないんですが、その委員会の中で、最良な審議方法があれば、それで進行してくということでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今度、決算で、私もこういうやり方がいいかなと思うんですが、これあの、何というですかね、主要事業の、我々もだいたい主要事業の方は、分かりやすい成果とか書いてあるんですけど、あの決算書との関連がですね、非常にわかりにくいんですよね。あの事業名が同じ、とにかく、例えば主要事業の本、冊子ありますよね、説明の概要の。あの概要にその決算書の、款項目ぐらい入れておいてもらえると、非常に、例えば今度予算書の事業ごとにやると、その事業が、その決算の、どこにすぐわかるかっていうのが、非常に分かりやすく、こういうやり方してくと、非常に、なんといいますか、款項目でやると、主要事業のこのことリンクするし、主要事業のほうでいくと、決算書のこのことリンクするっていうのが、すぐわかるようにしていたほうが、おそらくこのやり方でいくと、あっち見たりこっち見たりしなきゃいけないと思うんで、あの、ちょっとこれ執行部が手間なのかあ

れですけど、私いつも思っていたんですけど、どうも主要事業の概要版と、決算書の分厚い白いやつがですね、お前ら探せと言えばそれまでなんですけど、ちょっと分かりやすく書いてもらおうと、審議しやすいのかなっていうふうに思うんですけど、どうです。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 款項目を右側に入れるか、ページを入れるか、その辺がちょっとどういうふうにできるかわからないですが。款項目を入れるか、ページ入れるか、まあページがいいんじゃないかというような話で、ちょっと話ししてみたいと思います。

○委員長（高田保則） 事務局の方からそういう要望を当局側にしておくということでもよろしいでしょうかね。

○委員長（高田保則） 委員会で全員で同じ審議をしていくという方向でもよろしいでしょうかね。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） パターン3でいくということか。

○委員長（高田保則） いやいや、パターンについては、各委員会で検討していくということです。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 例えば、建設課を先にやるということで、建設課を最初に集中的にやって、款項目か主要事業のこれでやって、建設課関連、だ一と。当然、その事業、事業でやるんで、そんなに一般質問とかと違って、あっち行ったり、こっち行ったりしないんで、建設課なら建設課集中的にやると、そうすると、おそらく一事業ずつやっていくんで、今までみたいに一人一人じゃなくて、一つの事業に対していろんな議員の方が、その事業に対していろいろ質問をするってことになる、最初、例えば一時間なり、一時間、建設課、ぐっとやってしまうと、他の課長さんたちってというのは、ある意味、全然関係ない、って言い方、おかしいですけど、私はなんだったら、課ごとにやって、他の課長さんたちはいなくてもいいのかなって。だめですかね。関連でてくるのかね。じゃあないと、ずっと一時間、建設課やっていて、他の課長さん何にもしなくて、一時間待ったら、次の課長さんって、大変なのかなって、思ったんですけど、それはなしで。それは、ずっているということ。

後は、やり方自体は、一つの事業、款項目か知らないですけど、それでもって、どうやってやるということは、常任委員会で決めて、そうなると、事前に各委員から、俺こういうことやりたいんだっていうことを、委員会の、少なくとも前の日ぐらいまでには出してもらわないと、ということですかね。

（「それはちょっと」「無理」などという者あり）

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

午後3時 9分 休憩

午後3時22分 開議

○委員長（高田保則） 3委員会とも、決算書の順でもよろしいですね。そういうことで、質問の仕方はよろしいですね。

（「決算書の順ということは、産業経済委員会だと、衛生費の中に鳥獣があつたりで、課長は入れ替わり、立ち替わりになるわけですね。」「課長の説明は先にやって、款項目で質疑する」などという者あり）

○委員長（高田保則） そういうことで、ある程度統一した中で9月議会から試しの行いをしていきたいというふうに思いますので委員長中心の一つまとめていただきたいという風に思います。2)については、そういうことでお願いをしたいと思います。それから3番目の委員会の出席要求について、前回総務文教委員会の中で関連質問があったんですけども担当課長いなかったということで、いろいろ問題があるというようなお話していただきましたので、その辺の協議をしていきたいと思います。事務局説明をお願いします。

庶務係長。

○庶務係長（堀川誠） こちらについて、私のほうで説明させていただきたいと思います。資料ナンバー 8、ごらんいただきたいと思います。委員会の出席要求についてということで、こちら今現在の議会運営マニュアル等で決まっている事項を抜粋して掲載させていただきました。最初、議会運営マニュアルにつきましてページの 12 ページでございますが説明員の出席ということで記載しております。2 番目の①、アンダーライン引いているところをごらんいただきたいと思いますが、定例会開催中における常任委員会の課長の出席については、付託案件のある課長、② 閉会中における委員会への課長出席は付託案件もしくは出席要求のある課長ということになっております。その下の管内調査における各課長の出席ということで、こちら平成 26 年の 4 月 10 日に所管課長宛てに事務局長のほからの通知でございます。こちらにつきましては、業務効率の観点からということで課長、支所長の全日程を通じて同行する必要はないということと、現地待機ということで通知のほうを出させて頂いている状況でございます。

今回の話も受けまして事務局案というのを一番最後に書かせていただきました。業務効率も考えまして、また、全く質問のない課長も想定されるため、マニュアルについては変更せずということで出席要求を求める場合については委員のほうから委員長のほうへ報告いただいて、出席要求を出すということでどうかということで事務局のほうの案でございます。以上でございます。

○委員長（高田保則） 今、係長から所管委員会、所管課長の出席について説明がありましたけども、この件についていかがでしょうか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） このやり方でどうのこうのないんですけど、具体的に言うと、この間の建設厚生委員会の管内調査やったときに見る場所 10 カ所ぐらい書いてあるね。途中移動するときにここ寄りますって書いてある。だけど栗原の用水の市道との柵の問題だとかさ、雪森の水つきの問題だとかってのは、課長付いて来ないわけよ。だけど、あれは、それなりの意義ある場所だと思ってる。たまたま農林課長が知っててか知らないでか、来たけどさ。そういうのも含めて課長の要請するときは、一切ここは関係ないんだからって、まるっきり項目上がってなければいいけど。上がってそうな、匂いがするよなところについては、課長付いてきたほうがいいんじゃないかと思うんだよね。そういう配慮もお願いします。課長に要請するときね。

○委員長（高田保則） 俺からいいですか。この事務局案で、5 日前までに委員長に報告するってということで書いてあるんだけど、5 日前って随分前過ぎない。どう思います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 前のやり方だと、所管事務調査は前の日までで良かったんだよね。以前のやり方だと。今回の所管事務調査から、みんなでやろうってことになったから、項目整理するために一般質問の時までにとかさ色々制限付けたけど、そういう点で私も 5 日前ってのは適切かどうかってのは検討の余地があると思います。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） それは、少しですね、直前までできるような形で案件のない課長は出てくるつもりないかもしれないので、なるべく早く出席要求というか、したほうがいいかなという気持ちはあるんですけども。委員さんが議案を確認しながら、やっぱりこれは質問したいなど、関連あるんで生涯学習課長。妙高高原支所長じゃなくて、生涯学習課長もというようなこともあると思いますので、直前まで可能な扱いでよろしいんじゃないかというふうに思います。まあ、わかっているならば、なるべく早く教えていただければということでお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） というのは、私の考え方としては、委員会の所管課長ってのは案件があるかないかわからんけども、待機してるべきだと私は思うわけさね。どこでどうなって、その議案がない課長に質問が及ぶことも考えられるわけだからね、だから所管委員会の時はやっぱり所管課長は、当然に待機をすべきだと個人的には思いますんで、そういう意味からも適切な対応をしてもらいたいと思う。

局長。

○事務局長（岩澤正明） はい。わかりました。そのようにしたいと思います。ただ、あれですね、常任委員会外の説明員ということになると、やっぱりちょっとスケジュールもあるかと思いますが、それはちょっとあれですかね、早めにとということをお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） 今の所管委員会のほかに、例えば私もいつも言う産業経済委員会ならば、同じ農業問題の関連として環境生活課だとか建設課だとかあるんで、その辺は早めにね、所管課以外課長の出席を求めるとするのは、早めにやっておかなくちゃいけないけども。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 局長、下の管内調査はいいんだけど、その上の常任委員会の委員会の時は全部出席するんだわね。議案がなくても。ここはどうなんだろう。そういう点でこの間のそうぶんじゃないけど、出席していない。じゃあ、出席してもらおうように求める。休憩して求めるなんていうときの対応をどうするかというの聞きたいんだけど。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） まずこのマニュアルなんですけども、定例会開会中における常任委員会の課長出席は付託案件あるのみということなんで、原則課長は案件ないのは出てこないし、必要あるということであれば先に出席要求をしていただきたいというふうに思います。それで所管の委員会の中の出る必要ないのは、この間、渡辺委員の話にあったかと思いますが、待機してもらいまして緊急に出てくる場合には出て来れるような対応をしたらいいんじゃないかなと思いますし、その辺は、事務局のほうから話しなきゃいけないかなと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） すいません、なんでそんなことにこだわってるかというとき、さっきみたいに款ごとに質疑やっちゃると、さっき言った、もう終わった課長が出てくるわけ。その課長が例えば午前中はいるかもしれないけど午後になったら来なくなっちゃったと。そして問題が出たら呼ぶからその時来てもらえばいいんだって話になるのか、それとも少なくとも予算、決算の場合は飛ぶかもしれないから、おさらいもあるかもしれないから、その期間中は居る。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） 付託案件があるということで、それは議会に出席してなければ、委員会に出席してなければいけないと思います。付託案件ということで、質疑がないかもしれないけれども、それは居なきゃいけないと、委員会の部屋に居なきゃいけないと思います。付託案件ないというのは、例えば税務課で市税条例がないとか、全く関係ないのがこれにあたるだけの話だというふうに捉えます。

○委員長（高田保則） 所管課長の出席、関連課長の出席については、そのような形で柔軟に行っていきたいし、また当局側もそういうそのような対応をお願いしてくることで事務局から要請をするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 次に4番、その他に移ります。1つは9月定例会の日程についてでございます。局長説明願います。

局長。

○事務局長（岩澤正明） 9月定例会の議運の日を決定していただきたいと思います。告示の日より前ということになりまして、委員長と相談したんですが、8月20日月曜日、または8月21日火曜日の午前、または午後でいかがかということなのでこの場で決定していただければと思います。

○委員長（高田保則） 9月例会に対する議運開催ですが、今8月20日、8月21日、午前10時または午後1時半からということで提案がありました。皆さんいかがでしょう。何かとお忙しいということで、20日いかがですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） いいですか。20日、10時からでよろしいですか

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 議運、8月20日10時から開催いたします。よろしくお願ひいたします。それから関連してですが常任委員会の開催日、これは順番ということでほぼ決まっていますけども…。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 広報の都合上ですね、もし21日に決定すればですね、21日に議運があれば広報の原稿の締め切りの関係上、先決めなきゃいけなかったんですが20日であれば一応間に合うということになるんですが、事前に仮決定のほうをお願いしたいと思います。18日につきましては番ですと総文、19日は建設厚生、20日は産経委員会ということになります。一応仮決定していただければと思います。

○委員長（高田保則） 委員会については18日総文、19日が建厚、20日が産経ということで仮決定ということで、正式には8月20日に決めたいと思いますがよろしくお願ひします。

以上で一応きょうの議事日程は全部終了しました。

議長。

○議長（植木 茂） ちょっと皆さん方にお諮りしていただきたいんですが、前回の会派代表者会議においてですね、所管の見直しって話が出されたと思います。その中に置いてですね、今回各所管の委員長さんもちょうどおられたんですけども、一応今のところ問題がないんじゃないかっていう話がありましたんで、今までどおりの形で所管は、そのまま総文、産経、建設厚生という形の所管はそのまま変わらないでいくという形で行きたいと思いますので、それをまず今回の議運のほうですね、一応そういう形でいくということで再度御確認いただいでですね、全協にかかけたいと思いますので、ちょっと皆さん方で御審議いただきたいと思います。

〔「今回はこのままいくということでしょ」、「見直しの検討は…」と呼ぶ者あり〕

○議長（植木 茂） 検討はこれからもしていくんだけど、今回はこのままいくということに確認だけしておかないと全協に…。

〔何事かいう者あり〕

○議長（植木 茂） 当面。

○委員長（高田保則） 検討はしないということ。

○議長（植木 茂） 検討はしてもらうんですけども、当分の間はこの形で行くという形で、この間の会派代表者会議で決まりましたんですけども、一応決めていただくのは議運のほうで、一応びちっとまず確認していただいでじゃないと、そういう話もできませんので確認の意味もありまして、皆さんのほうで了解いただきたいということでございます。

○委員長（高田保則） 今、議長からそういう提案ありました。所管についてはね、ちょっと今までどおりでいいって、当面は決まるまではということだと思うんですけども、今の前から総文の所管の事業量が多いという問題も随分、何年もそういう意見が出てきたし、今のその当局側の事業体制もね、いろいろ変わっているわけですよ。複数課に渡っていたり、この前みたいに、健康問題が生涯学習課に行ったり、その辺もある程度議会のほうもそういう事業に対応していかなければいけないんじゃないかということで、所管の見直しというのが出てきたと思うんですけども。当分9月からとか3月からってのは、これちょっと難しいかもしれないけども将来的にやっぱり見直しとい

うことでやっぱり私は検討すべきだと思うと思っています。ただ、現在、明日、明後日というわけにいかないから、今議長の当分の間っていうことでいいんですか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） その話で了解しました。しかし、ずっと懸案としてね、そういうアンバランスが言われてきておりますし、ますますここに来て、予算の面から見てもですね、社会保障費がぐっと多くなってきたり、人口減少だとか、そういうその社会的な課題についてもですね、変わってきていると思います。それとも踏まえてですね、より議会活動が活発になるような、そういう長期的に見た場合の見直しはやるべきじゃないかなというふうに思っております。待機的には技術的な問題もあるでしょうし、今そう言われてもという部分もあるでしょうから、それぞれで了解をするんですけども、やっぱり長期的に見た場合についてはですね、妙高市の将来どうあるべきか、人口減少対策にどう取り組むべきか、そういう長期的な視点でですね、特別委員会の設置だとか、そういったことも含めてですね、検討していただければというふうに思います。

○委員長（高田保則） 所管の問題についてはいかがでしょう。一応私個人としては、検討していくべきだと思いますし、いつ結論出るのは別問題として、いろんな状況の中で判断すれば議会も変わっていかなくちゃいけないと思っておりますので、その辺はまた提案していきたいと思っておりますけど。

議長。

○議長（植木 茂） そういうことでひとつ今後とも検討していくということでよろしくお願いします。もう1点…。

〔「こういった意見が議運であったということは…」と呼ぶ者あり〕

○議長（植木 茂） それを全協のほうで報告するという意味で今回私の方から…。

もう1点なんですけど、今回ですね、厚生年金の意見書が提出されました。前回28年ですか提出されたんですが、その時には妙高市としては採決しないという結論でありました。今現在、新潟県におきましては6市がですね、意見書を採択しております。これについては、きょう皆さん方から議論いただくとおっしゃっていません。今回の先ほど決まりました8月の議運のときに皆さん方から御審議いただきたいなと思っております。これについても一応前回は、28年度には採決に至らなかったということとですね、再度こういうような形で依頼が来てるということをお理解いただいでですね、8月20日の議運のときに提出させていただきますので、皆さん方から御審議をいただきたいということでよろしくおっしゃりたいと思います。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） 次回の議運のときにですね、この議案の取り扱いについて協議していただいで、それで議運で上部団体からのものですので、議運で審議するというのであれば、9月定例会中に一日議運を開催して採決を取るような段取りになるかと思いますが、合わせて資料のほうですね、なるべく取り寄せまして議運のメンバーの方にですね配布するように考えておりますのでその際はよろしくおっしゃいいたします。

○委員長（高田保則） 議員年金の問題さ、局長、これだけでは議員復活してくれただけだけでも、詳しい内容わからないんさね。ただ議員加入するようにしてくれただけだけでも、内容が全然わからないんで、もし細かいことわかったら…。

局長。

○事務局長（岩澤正明） 関連した資料ですね、準備してお配りしたいと思いますのでよろしくおっしゃいいたします。

○委員長（高田保則） お願いします。長時間皆さんから慎重審議していただきましたけども、きょうの議題は以上で終了いたしました。これで議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 4 5 分